

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第27号

寒川町町税条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町町税条例施行規則(昭和60年寒川町規則第23号)の一部を次のように改正する。

第9条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第18条(見出しを含む。)中「軽自動車税の」を「種別割の」に、「軽自動車税報告書」を「軽自動車税種別割報告書」に改める。

第19条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1号の表を次のように改める。

障害の区分	障害の級別	
視覚	1級から3級まで及び4級の1	
聴覚	2級及び3級	
平衡機能	3級及び5級	
音声機能又は言語機能	3級	
上肢機能	1級、2級	
下肢機能	1級から7級まで	
体幹機能	1級から3級まで及び5級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
	移動機能	1級から7級まで
心臓機能	1級、3級及び4級	
じん臓機能	1級、3級及び4級	

呼吸器機能	1級、3級及び4級
ぼうこう又は直腸の機能	1級、3級及び4級
小腸の機能	1級、3級及び4級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1級から4級まで
肝臓機能	1級から4級まで

第19条第2号の表を次のように改める。

障害の区分	障害の程度
視覚	特別項症から第4項症まで
聴覚	特別項症から第4項症まで
上肢機能	特別項症から第3項症まで
下肢機能	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
体幹機能	特別項症から第6項症まで及び第1款症から第3款症までの各款症に相当する障害の程度
その他	特別項症から第4項症まで

第20条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「神奈川県療育手帳制度実施(昭和49年1月30日障福第572号民生部長通知)に基づく療育手帳の交付を受けている者のうち、次の表の左欄に掲げる障害の程度に応じ、同表の右欄に掲げる療育手帳判定基準に定める障害程度の基準(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通達)に該当する障害を有する者」を「地方税法施行令(昭和22年政令第16号)第7条第1号及び第2号に掲げる者のうち、次の表に該当する障害を有するもの」に改め、同条の表を次のように改める。

療育手帳に記載されている障害の程度	A
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項 に規定する級別	1級

第21条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

別表中納税催告状の項を削り、「軽自動車税」の次に「種別割」を加える。

第5号様式中「軽自動車税」の次に「種別割」を加える。

第8号様式を次のように改める。

年度 町民税・県民税申告受付書

住所
氏名
様



※申告期限は 月 日です。

(切り取らないでください。)

年度 町民税・県民税申告書

(宛先)寒川町長 月 日 提出

年1月1日の住所
現住所
フリガナ
氏名
世帯主氏名



代理申告氏名続柄
印

Table with columns: 氏名, 続柄, 生年月日, 個人番号, 同居・別居, 控除額(円). Includes rows for 配偶者控除, 扶養控除, and 16歳未満の扶養親族.

Table with columns: 区分, 収入金額(円), 所得金額(円). Includes rows for 営業等, 農業, 不動産, 利子, 配当, 給与, 雑, 譲渡一時, 合計.

Table for 障害者控除 with columns: 氏名, 障害の程度, 級度.

Table for 所得から差し引かれる金額 (Income Deductions) with columns: 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除.

Table for 寄附金税額控除 (Charitable Contribution Tax Credit) with columns: 寄附金額, 円.

Table for 所得から差し引かれる金額 (Income Deductions) with columns: 障害者控除, 寡婦(夫)控除, 勤労学生控除, 配偶者・配偶者特別及び扶養控除, 基礎控除, 控除額合計.

給与・公的年金等に係る所得以外
特別徴収(給与天引き)
普通徴収(自分で納付)

Table for 配当割額控除額 and 株式等譲渡所得割額控除額.

裏面にも記載する欄がありますのでご注意ください。(★所得がなかった方は、必ず記載してください。)

Table for 受付 (Submission) with columns: 提出のみ, 郵送, 受付者.

★前年中所得がなかった人の記載欄
 (該当欄を○で囲み、必要事項をすべて記入してください。)

- 扶養されていた。 続柄
氏名 _____
住所 _____
- 援助を受けていた。 続柄
氏名 _____
- 学生であった。
学校名 _____ 1月1日の学年 _____ 年
- 雇用保険(失業保険)を(月 ~ 月) 受給していた。
- 遺族年金・障害者年金等(円) を受給していた。
- その他次のような状況であった。
 労災保険の受給
 生活保護法による生活扶助の受給 (年 月 ~ 年 月)
 預貯金で生活していた
- その他 _____

8. 単身赴任中の配偶者からの仕送りで生活していた。
 配偶者の氏名 フリガナ _____
 生年月日 _____
 明・大・昭・平 年 月
 勤務先(会社名) _____
 赴任地(居住地の住所) _____

ア 営業等所得 収支明細
 ウ 不動産所得

営業等又は不動産の内容	
項 目	金 額(円)
収入金額	
	① 計
必要経費	広告宣伝費
	損害保険料
	地代・家賃
	租 税 公 課
	減価償却費
② 計	
③ 差引金額(①-②)	
④ 専住者控除額	
所得金額(③-④) 表のア又はウ	

イ 農業所得収支明細

項 目	金 額(円)
収入金額(実額)	水 稻 _____ 普通畑 _____
① 収入金額計	
必要経費	租 税 公 課 _____
	減価償却費 _____
	② 計
③ 差引金額(①-②)	
④ 専住者控除額	
所得金額(③-④) 表のイ	

○事業専従者

氏 名	生年月日
個人番号	続 柄
氏 名	生年月日
個人番号	続 柄

別居の扶養親族に関する事項

氏 名	個人番号	住 所

○給与所得者の方で源泉徴収票がない方は、明細書等によりそれぞれの月の収入等を記入してください。

月	月 収	社会保険料
1	円	円
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
賞与		
合計		

勤務先の
所在地
名 称
電 話
源泉所得税 有 ・ 無

ク 総合譲渡所得・一時所得

	①収入金額	②必要経費	③差引(A-B)	④特別控除額	⑤C-D
総合短期	円	円	円	円	① 円
総合長期	円	円	円	円	② 円
一時	円	円	円	円	③ 円
所得金額①+(②+③)×1/2 表のク					円

分離課税所得

	①収入金額	②必要経費	③差引(A-B)	④特別控除額	所得金額C-D
分離課税譲渡	円	円	円	円	円
短期	円	円	円	円	円
長期	円	円	円	円	円
株式等の譲渡	円	円	円	円	円
一般分	円	円	円	円	円
上場分	円	円	円	円	円
上場株式等の配当等	円	円	円	円	円
先物取引	円	円	円	円	円
山 林	円	円	円	円	円
退 職	円	円	円	円	円

事業税に関する事項

町・県民税で控除対象配偶者などとした専従者	氏名	給与額(青) 従事月数(白)	事業税の非課税所得	事業用の資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額(白)
						円
開業年月日		年 月 日 開・廃	事業所等所在地		海外市場開拓準備	取りくずし 積立金など

第18号様式中「軽自動車税」の次に「種別割」を加え、「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

第35号様式を次のように改める。

第35号様式 削除

第43号様式、第44号様式及び第45号様式中「軽自動車税」の次に「種別割」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第9条及び第8号様式の改正規定は、平成31年1月1日から施行する。

(個人の町民税に関する経過措置)

- 2 この規則による改正後の寒川町町税条例施行規則(以下「新規則」という。)第8号様式は、平成31年度以後の年度分の町民税に係る申告に適用し、平成30年度以前の年度分の町民税に係る申告については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 3 新規則の規定中軽自動車税に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成31年度以前の年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。